

## 第 153 回練馬区緑化委員会 会議の記録

- 1 日 時 平成 29 年 7 月 24 日 (水) 午前 10 時 ~
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一  
副会長：横田樹広  
委 員：佐藤留美、西貝孝之、星美登里、  
かしわざき強、斉藤静夫、きみがき圭子、  
岩瀬たけし、植松正一、西貝嘉隆、中村忠、  
後藤幸子、三浦雄二、早川義隆、  
本橋世紀子、木内幹雄、新井猛彦  
理事者：都市農業課長、環境課長、都市計画課長、  
開発調整課長、道路公園課長  
事務局：環境部長、みどり推進課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 2 名 (傍聴人定員 10 名)
- 6 次 第
  - 1 開会
  - 2 審議  
練馬区みどりの基本計画の改定等について  
(諮問第 189 号)
  - 3 報告  
(1)保護樹木の新規指定について  
(2)保護樹木の指定解除について  
(3)練馬区みどりの区民会議について
  - 4 その他
  - 5 閉会
- 7 会議内容

みどり推進課長 皆様、おはようございます。

定刻となりました。まだ何名かの方がお見えになっておりませんが、追って見えられるかと思えます。始めたいと思えます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。事務局を担当します、みどり推進課長、塩沢と申します。

早速ですが、今回新しく第 19 期練馬区緑化委員会委員となられた方の委嘱をさせていただきます。大変恐縮ですが、委嘱状は既に席上に置かせていただいています。お名前を環境部長からご紹介させていただく形で、委嘱に代えたいと思います。

では部長、よろしく申し上げます。

環境部長

環境部長の古橋でございます。よろしく申し上げます。それでは私から、第 19 期練馬区緑化委員会委員となられる方をご紹介いたします。

(新委員の紹介)

環境部長

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

また、皆様のお手元に新たな緑化委員会の委員名簿を置かせていただいています。こちらについてはご参照いただければと思います。よろしく申し上げます。

また、今回新しい委員の方もいらっしゃいますので、改めまして理事者側をご紹介いたします。

(理事者の紹介)

みどり推進課長 それでは開会に当たりまして、事務局から出席委員数をご報告します。

ただいまの出席委員数は 18 名です。当委員会は定数 22 名です。過半数の出席がありますので、本日の委員会は成立しています。

なお、やくし委員、内堀委員、藤崎委員から所用のため欠席との連絡をいただいています。

以上です。よろしく申し上げます。

会 長

改めまして、おはようございます。

本日の緑化委員会を始めますが、本日は定例のことと、それからこれまで何回か議論しています、みどりの基本計画に関する審議等があります。新しい委員の方もいらっしゃいますので、これまでの経過も踏まえてご議論いただくということ、それから内容的には具体的な施策という形で、どのような形で進めていくかということが議

論になるかと思えます。皆様の忌憚のないご意見をよろしく願います。

なお、本日の委員会ですが、11時30分ごろを目途として会を進めますので、ご協力のほどをよろしく願います。

それでは、審議に入る前に、事務局より資料の確認を願います。

みどり推進課長（資料確認）

会 長 資料はよろしいでしょうか。

それでは、お手元の本日の委員会次第に沿って、進めます。

まずは2番目にあります、諮問案件の審議を行います。前回からの引き続きの審議になりますが、諮問第189号、練馬区みどりの基本計画の改定についての審議を行います。まずは事務局より資料の説明を願います。

みどり推進課長（諮問文について説明。資料1を説明）

会 長 ありがとうございます。みどりの基本計画改定に伴い、今後改めて施策を展開していく上での具体的な手法ということで、本日は練馬区の大半を占める民のみどりに着目した部分で、具体的には宅地のみどりと樹林地・大木に関するもの、それから都市農地ということに着眼した施策例についてご説明をいただきました。これを中心に、現況も含めてご説明いただきましたが、今後の具体的な施策等について、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく願います。いかがでしょうか。

みどり推進課長 本日欠席されている委員から、この施策例について事前にご意見をいただいておりますので、幾つか紹介します。

会 長 よろしく願います。

みどり推進課長 まず農業との連携について。農地の減少を食い止めるには、都市農業が経済的に成り立つような仕組みを構築することが必要です。公園内に地元の野菜等を食べられ

るレストランを設置したり、定期的な朝市で直売を行えるような仕組みをつくっていくことが有効かと思えます。

つぎに、道路緑化にボランティアサポートプログラムの活用について。先ほどの例にもありますが、国道や都道で行われているようなボランティアによる道路植栽の管理を区道でも導入できるとよいと思えます。また、参加してくれる人たちには、種や苗、用具の貸与や給付、イベントへの招待など、適切に報償できる仕組みが整えられるとよいと思えます。

もう一つが、コミュニティガーデンの普及についてで、公園の一部等を利用しての設置や、民間で行われるときの補助などについても検討の余地があると思えますというご意見をいただいています。この施策例の中にも関連しているところですが、ご紹介しました。

会 長

ありがとうございます。様々なご意見、それから先ほど主だった事項のみご説明いただきましたので、その他も含めてご質問等がありましたら、よろしく願います。いかがでしょうか。

A 委員

宅地のみどりの状況等で様々な調査の結果が書かれてあるのですが、生け垣や屋上緑化、壁面緑化、私が思ったよりも意外に数が多いという認識があって、どのような調査の仕方をされてこうなったのかをお聞きします。

みどり推進課長

生け垣、壁面については、委託業者が現地に行きまして、それぞれ確認をしています。屋上については、上から見て確認をしています。航空写真による調査です。

A 委員

わかりました。では、どこかに届け出がされた件数ということではなくて、現場を実際に歩いてみたり、写真で見たりということですね。そうすると、この面積や箇所というのは、必ずしも届け出ということではなくて、いろいろなタイプのものがあると認識していいわけですね。何かそのタイプ分けのようなことはされたのですか。

みどり推進課長

その中身の振り分けというのは特にありません。助成した件数はこちらで把握しているのですが、それ以上に

区民の方が自発的につくられているものもこの数字に含まれています。

A 委員                    ありがとうございます。そのタイプがわかれば、またそのタイプ別に施策というものが出てくるのではないかと思います。そのようなことも検討していただけたらと思います。

会 長                    ほかにいかがでしょうか。

B 委員                    ご説明ありがとうございます。たくさんあるのでなかなか読み切れないのですが、幾つか質問いたします。

まず、「みどり 30」という施策ですが、これは 11 年ぐらい前に制定されたもので、緑被率 30%を目指すということでしたが、これが達成困難とのこと。その「みどり 30」を策定したときも、確か区民との協働ということは既に盛り込まれていたと思うのですが、この 10 年間で、その区民との協働というところではどのようなことをされてきたか教えてください。

みどり推進課長        みどり 30 推進計画の中、いわゆる現在の基本計画におきましても、協働という位置づけ、あるいは施策として打ち出しています。その中には公園の清掃であったり、あるいは憩いの森の活用であったり、様々な施策例として挙げていますが、それが 30%の推進、いわゆる緑被率 30 に直接つながっていない。農地あるいは宅地のみどりが減少していく中で、様々な施策、協働による緑化の推進に取り組んできたところですが、それではとても追いつかないぐらいの大きな減少だったということです。先ほど施策例を説明しましたが、今回のこの中にも従前の計画、現計画を盛り込んだものも、重なっているものもありますし、また新しく取り組んでいくものもあります。

区としては量も大事だと思っておりますが、30%を目標にするのではなく、それに加えて質というところで、様々な実感できるみどりというものをどのように具体的な施策の中で盛り込んでいくかというのが、1つの大きな目的になるかと思います。この委員会の中でも 30 をどうす

るのかというところでは、困難だという認識は皆さんからいただいているのですが、ではこの表現をどうするのかというところは、また議論される部分かと思います。ただ、達成は困難だというのは認識をしていただいているかと思います。

B 委員

ここにきめ細やかなみどりの管理は行政だけでは担い切れないと書かれています。区民との協働をうたってきた中で行政だけでは担い切れないので、また新たな改定をするということが何故なのかということが疑問でしたので伺いました。まだ意見はこれから審議しながらかと思いますが、本当に練馬区の、ある意味ブランド名のような「みどり 30」ということが、これまでなかなか達成できないという中で、それでも頑張っていこうという目標として掲げてきたものです。何で達成できないのだと突つかれるところが区としても痛いところなのかと思いますが、あくまで目標として続けて掲げていただければと思います。

それから先ほどの生け垣のところなのですが、この助成制度、確か公道に面している生け垣だけ助成制度が適用されたのではないかと思うのですが、現在、なかなかそのようなところで拡大ができていないというところでは、今後、例えば公道に面していなくても適用するなど、そのようなお考えはあるのでしょうか。

みどり推進課長 基本的に公道は不特定多数の方が往来するというところで、そこに緑化をしていただくというのは、やはり町全体を少しでもみどりを増やして実感していただくというところにつながるものと考えています。従いまして、私道、あるいは行きどまりの私道といったところの助成については、今現在は考えておりませんし、公道に面する緑化が基本ということは、今後も続けていく考えです。

B 委員

やはり緑被ということで、空から見たみどりの量というところでは、今後ぜひ検討していただきたいと思います。

それから資料 1 - 3、13 番の空き地を活用したコミュニティガーデンの検討についてです。豊島区などは確か

防災空地という、何かあったときに密集市街地の中での防災のための空き地として、かなり活用されているようですが、そのような防災の意味での考え方というものもあるのでしょうか。

みどり推進課長 空き地利用については様々なものがあります。今回、みどりの視点でいきますと、先ほどの方針の中にもありますが、みどりの機能として防災機能も大きく位置づけられています。そのような意味では、防災への配慮も含めて、それでいてコミュニティガーデンという、みどりを楽しんでもらえるというところは、これは重複している部分ですが、有効な方策かと考えています。

B 委員

あと1点お願いします。

樹林地・大木に関する施策例の7番、まちづくり事業における樹林地保全の推進についてです。やはりお寺などのような民間の森や樹木も減っていき、特に区の東側が少ないという中で、都市計画道路の事業という、どうしてもみどりが減っていくということは絡んでしまうと思うのです。公共事業について今日は触れませんが、既にお寺の樹木が減っていくような道路計画も東側にあるようです。やはり区としては、これから道路も必要、しかしみどりも必要という中での考え方というのが非常に難しくなってくると思うのですが、そのあたりの考え方を伺って終わります。

みどり推進課長 これは少し細かい話になりますが、道路をつくることによってみどりがなくなるというようには、我々考えておりません。都市計画道路をつくることによって永久にみどりが確保できるという視点で捉えています。当然道路をつくる時点、その際には減るみどりも、減る農地もあります。ただ、それ以上に今度は街路樹という、あるいはまた、隣接する緑地という観点も含めて、ネットワークの中でみどりを確保していくべきだと考えています。それともう一つ、先ほど「みどり30」を目標にすべきだというご意見をいただきましたが、できる目標であれば、私どもは見直すということは考えておりませんし、あるいはそれに向かって現実的にこうすれば達成ができ

るというものがあれば、積極的にやっていくつもりです。以前の当委員会でも資料でご説明しましたように、30%を達成するには、区が用地を買い取った場合に1兆9千億円かかるという試算をしています。そのくらいの心づもりがあれば30%はできる、目標として残せるのですが、とても現実的ではない中では、この目標はいかなものかということで提案をしています。

C 委員

1点だけお伺いします。資料1-2で、緑化助成年間件数の推移というものがあります。これは生け垣や屋上緑化、壁面緑化、沿道緑化、沿道緑化は区がやるとしても、ほとんど民間に対しての助成ということだろうと思います。先ほど来、みどりというのは民有地がほとんどであるという中で、1つに助成制度が減少しているということ、これをどのように分析をされるのでしょうか。

みどり推進課長

このグラフにもあるように、横ばいもしくは下がっているというところでは、制度の周知というものが、今のままでは完全ではないという反省点があります。区報、ホームページ等ではお知らせをしていますが、さらに建築の届け出のときにも、このようなご案内をしています。それでもこのような状況であるということを受容し、真剣に受けとめて、いかに周知をもっと広めていくか、あるいは制度の内容も含めて、もっと使いやすい制度にするにはどうしたらいいかということを検討していかななくてはならないと考えています。

C 委員

いずれにせよ横ばい、減少というようなことで、民有地のみどりを守っていく、もしくは増やしていくという観点であるならば、せっかくこのような助成制度があるのであれば、これを生かしてみどりを増やしていく、これが当たり前の話だと思うのですが、広く周知されていないというのは、それだけの取り組みがされていない、それと使い勝手が悪いと、このように思わざるを得ないのですが、いかがでしょうか。

みどり推進課長

周知がまだ完全ではないというのは、本当に見直さなくてはならないと思います。あるいはその制度の内容、

もっと使いやすくするべきだということでも、もっと良い制度内容になる部分があるのではないかとこのところは検討していきたいと考えています。

いずれにしても、庭、あるいは道路に接した部分の緑化については、それぞれ区民の皆さんの取り組みの1つになってくるかと思えます。その中では、区がどこまでそれを助成できるかという問題。全額でしたらまた違いかもしれませんが、現在は、延長によつての補助金であったり、その内容、大きさによつての助成になっていきますので、それらを全部やるとなると、予算的なこともあります。みどりを少しでも増やしていきたいというように区民の皆さんの意識を変えていくということが、今後増やしていくための1つ大きなポイントと考えています。

C 委員

そのようなことなのですが、とにかく民有地のみどりを今後増やしていかなければいけない、このような中でせつかくの助成制度、使い勝手もそうですし、また、意識というか、民有地、普通の人のみどりを増やしていくという意識を増やしていくというための助成制度だろうと思うので、そこはやはり見直しをしっかりとやっていただきたいと思えます。

会 長

ありがとうございました。

D 委員

私から何点かありまして、まず1つが、非常に整理がされていて、施策もかなり満遍なく、みどりをこれからどんどん推進していこうというような思いにあふれている内容だと思って拝見しておりました。すごく盛りだくさんの内容なのですが、区で例えば、ここは特に最初に力を入れたいとか、そのような優先順位をつけていくような形におそらくなると思うのですが、何かそのような形で議論されていることがあれば教えていただきたいのが1つです。

2つ目に、やはりこれだけのことをやっていくということになりますと、今回、公民連携というものが1つ大きな肝になってくるのかと思えますが、民間、区民との協働と簡単に言っても、なかなか難しい面があると思うのです。そのようなところに中間的に入っていくような、

ハブになるような組織というもの、例えば三鷹ですと、花と緑のまち三鷹創造協会というNPOが様々なことをやっていますが、練馬ではみどりのまちづくりセンターがそのような役をやっていかれるのかと、もう既にやっていらっしゃると思うのですが、そのあたりの中間支援の考え方についてが2つ目です。

3つ目なのですが、今こちらでやってもらいたいことを区民協働でやっていくということもあるのですが、もしかすると、これからみどりの活用など新しいアイデアや、今までなかったようなことも、区民が考えているかもしれないです。そのような区民の思いをすくい上げていくような、そのような懐も欲しいなと思います。こんなことをやりたいということがあれば、それぞれ相談には乗っていかれるのかなと思います。何かそのような区民からのアイデア募集や、こんなことがあったらいい、練馬のみどりやオープンスペースについてこんなことをしたいなどということすくい上げていく仕組みが1つあると良いのではないかと。そうすると、やはりそのような中間支援ということが非常に重要になってくるかと思えます。

例えばコミュニティガーデンの検討があるのですが、コミュニティガーデンも、ではここを皆さんやってくださいというものよりも、ここをやりたいなと思う方々が中心になってやっていくほうが、きっと持続性もあると思うのです。配付していただいた「街並みづくりの支援ガイドブック」もいろいろ網羅されていると思って拝見していましたが、コミュニティガーデンに当たるものというのが、おそらく裏表紙にある自主管理花壇になるのかなと思います。コミュニティガーデンという名前も出していく必要があるのかなと思いますし、まだまだ新しい言葉の範疇にあるかなと思うのですが、皆さんは気軽にコミュニティをつくっていくのだよという、そのような方向性があるような内容も必要かと思えます。そうすると、空き地だけではなくて憩いの森なども、例えばコミュニティフォレストのような形で、コミュニティガーデンに準じるような形、そうなってくるとコミュニティファームなど、いろいろ広がっていきます。今回のキャッチコピーの「みどりにあふれ みどりの恵みを実感

できるまち「ねりま」ということが仮称であるので、そのような自分たちとつながりがあるコミュニティにみどりがあるような、そんな方向性のキャッチコピーやタイトルや言葉というものも、使っていくといいのかなと思います。

それから、少し長くなりますが、高松の農の風景育成地区ですが、こちらも非常に素晴らしい景観が残されて、さらにそこでマルシェが行われたり、様々な取り組みが今ある中で、やはりこのような1つの先進事例になり得るようなところというのは、特に支援をしていって、それがまた区内全体に広がっていくような普及啓発というものも必要ではないかと思います。

それと、今東京都でも、この農の風景の育成地区についてはどんどん推進しようという考えを持たれているようなのですが、おそらく他区や他市にとっても、モデルになっていくような、そんな場所になっていくのかなと思います。そうなりますと、おそらく住んでいらっしゃる住民の方や、営農されている農家の方の地域のプライドというか、誇りにもつながっていくかと思います。都市農地のあるまちづくりの推進のところには、農の風景育成地区のことも3番目に掲載されてはいるのですが、そのような普及啓発ということも含めて、施策に力を入れていかれると、波及効果も大きいのかなと思います。よろしくをお願いします。

みどり推進課長　たくさんご意見いただきましてありがとうございます。

まず1つ目の、施策例の優先順位についてですが、ご指摘のように一度に全部というわけにはいかないと思いますので、今後、整理をしていく中で、あるいは全体のバランスを考える中で、いわゆる重要施策、優先施策というものを位置づけしていきたいと考えています。

2つ目のハブ組織的なところ、公民連携のつながりをさらに強めていくための中間支援についてです。先ほどあったように、みどりのまちづくりセンターで今、そのような地域の人たちも含めての様々な活動を行っていただいています。これをさらに活動を拡大していくというのが1つの目標ですが、もう一つに、先ほどありましたように、緑化協力員の皆さんが様々なノウハウ、スキルを

持っている中で、そのような皆さんの活用、地域の中に入っている活用というものもうまく拡大できればと考えています。

3つ目の、みどり活用のアイデアというところ、区民のそれぞれの声を聞くというところです。多様な活動の中で様々な声が出てくるかと思いますが、我々が一人ひとり中に入っていくということがなかなかできない中で、1つに現在、みどりの区民会議というものを開いていますが、それを今度は地域版の区民会議というものができたらどうか。その地域のみどりを守るためにはどのようなアイデアが必要なのかということも提案されていて、それがいかに有効に活用できるかを考えています。大きな課題の1つだと考えています。

コミュニティガーデン、コミュニティフォレストというものも、今、森もりファンクラブの中では憩いの森をベースにして、様々な活動をしていただいています。それがもっと広く多くの方にコミュニティの場として活用されていければということで、施策例の1つに挙げたところです。

農の風景については、高松地区が2年前に指定されて、今、様々な取り組みを行っていて、区は検証をしているところです。初めての制度活用であり、ほかの地域、地区にもとの声もいただいています。

その中で今後練馬区としてどう取り組んでいくかというのが課題であり、検証しながら進めていきたいと考えています。

#### D 委員

ありがとうございます。地域別の区民会議、ぜひ実現できたらいいなと思います。

もう1つだけ言い忘れてしまったのですが、生物多様性についてです。樹林地・大木に関する施策のところの10番目に「生物多様性に配慮した憩いの森や緑地等の管理の推進と管理内容の周知」というものがあります。生物多様性への取り組みというのは、かなり区全体の生物調査や、それからそれぞれエリアごとにどうなのかなど、そのようなことも含めて、全体的な方針、方策というものをつくっていかなければならないかと思います。そのためには、やはり専門的な団体や専門的な方々の協力と

いうものも非常に必要になってくると思いますし、やはり目標設定や、これだけ練馬はみどりがかなりある区ですので、エコロジカルネットワークの視点や、そのようなところも非常に必要になってくると思うのです。そのあたりがもしかすると少し弱いのかなとも思ひまして、どのようにお考えか教えていただければと思います。

みどり推進課長 生物多様性、樹林地の中に一項目表現していますが、この表現、あるいは取り組みについては、また多くのご意見をいただければと考えています。非常に幅の広い、あるいは取り組みとしても広い部分になりますので、1行というわけにもいかないとは考えています。そのあたりのアイデアをいただければと思います。

D 委員 ありがとうございます。ぜひ専門家の調査プラス区民協働での調査などして行って、そのような生き物のネットワークづくりというものも、人のネットワークとともにつくれたらいいなと思います。ありがとうございました。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

E 委員 資料1-1なのですが、この練馬区みどりの基本計画改定の間接まとめ、その左側のみどりの基本計画改定の背景とみどりの現状ということで分析しています。民有地が75%入っていて徐々に減りつつあるということなのですが、私は時代の趨勢として仕方がないことだと思うのです。それを、今度は民有地を全部助成で維持していくということは財政的に困難である。当然の帰結であると私は考えています。

少し話が大きくなりますが、人類が、いわゆる樹木とかかわり合いを持つのはどのような必要だったかということを考えてはいけないと思うのです。最初は狩猟していたかもしれない。次は薪炭として使ったかもしれない。その次は材質として、建築資材として使ったかもしれない。しかし、今建築資材としても徐々に減っているし、海外の材木が多くなっていく。そうすると、いわゆるみどり、樹木というものが、人間に今後どのような

かかわりを持っていくのかという視点は必要だと思うのです。

それで上位計画「みどりの風吹くまちビジョン」では、質や区民の実感にも着目したということですが、みどりの質とは何をいうのか。このみどりの質とは人間が考える質だと思うのです。主体は人間だと思うのです。では質がいいとか悪いとか、どのような基準があるのかということなのです。そうすると、区民実感と質とは密接に関係していると思います。区民がどのようなものにみどりが効果的だ、あるいは楽しい、あるいは良い雰囲気だと考えるか、このような視点は必要だと思うのです。

そうだとすれば、例えば練馬にはコブシという区の木があります。コブシを区の木にというのは、昭和47年に決めたと資料で拝見しましたが、何で昭和47年に決めただのか、その背景についてご存じの方はいらっしゃいますか。私の主観の域は出ませんが、コブシというのは田打ち桜といって、2月の末から3月の初めに咲きます。いわゆる農村地帯では、まず春の初めに田んぼをひっくり返す。したがって田打ち、田を打つから田打ち桜という別名がある。非常に早い時期に咲きます。白ですね。非常に清楚ですが、見て楽しいとは思わない。時期が寒過ぎる。桜と比べたら、宴会にも何もならない。寒くて、白くて、すっきりはしていますが。そうだとすれば、あれが果たして人間にとって質がいいという木になるのでしょうか。そうだとすれば、私は状況によって、時代によって、区の木も見直してもいいのではないかと思います。質と区民実感ということになれば、時代のニーズが変われば当然変わってもいいと私は考えています。それは何か。しかも面積がどんどん狭くなっている。しかもみどりを実感できるという樹木は何か。そのような視点というのは、私は必要だと思うのです。

それで、あまり発言は躊躇せざるを得ないのですが、私は「みどりの風吹くまちビジョン」というのは、何を言っているのかわからないのです。みどりの風というのを見たことがないので。どこでみどりの風が吹くのか。例えば、練馬のみどりということは、住民がみどりが楽しい環境だということは必要、これは当然です。しかし、他の地区や他府県から、練馬にはみどりの風が吹

いているから、練馬に行ってみましょうということになるでしょうか。みどりの多さだったら、他府県にかないません。ですから、私は、風には色がないということはどうのようなことかということ、やはりもっとビジュアルなものを樹木として打ち出さないと、人間は目に見えて、耳で聞こえるとか、味わうとか、五感にはっきり訴えられるようなものが必要だ。もっとビジュアルなものでないと、みどりの風というのは何か文学的な表現だと思うのです。だから聞いて心地いいが何を言っているかわからない。

そうだとすれば、みどりの風と言えば、ああこれかというようにシンボリックな、いわゆる植栽というものがあっていいのではないか。それをいわゆる公共用地などにまとめて植えていく。あるいは民有地が少なくなれば、できれば街路樹でも、そのような公共用地中心に移行せざるを得ないと、そのような気がしていますが、いかがでしょうか。

みどり推進課長 様々のご意見いただき、ありがとうございます。コブシの見直し、具体的な樹種の話というのは、この場ではなかなかできないものです。ただし、先ほどおっしゃられた、みどりの実感というところでは、みどりの風は確かに緑の色には見えませんが、それを実感するという部分では、公共施設の中も含めて、そのような樹種というものは関係してくるかとは思いますが。何でもみどりというよりも、そのシンボリックな部分というの、今度はみどりを植えていく、あるいは守っていくというところでは、そのような見方は必要だと考えています。

だからここでコブシを見直すという話はできませんが、少なくとも区民実感ができる、練馬区としては、山もなければ、大きな草原というものもありません。ただ、練馬の町に入れば、ああ、ここにこのような木があってみどりがあるのだというところは、多くの方が実感できるような、そのようなまちづくり、これは1年や2年でできるものではありませんが、そのような基本的な考え方で取り組みできればと考えています。

会 長

よろしいですか。ほかには。

## F 委員

少し話が戻るかもしれませんが、みどりの総量の話です。先ほど緑被率 30 という話が出ていました。ただ、現実には我々の周りで農地がどんどん宅地になったり、道路が開発されたりすると、なかなかその 30 を目標にして掲げるのは確かに難しいというのは、私もそう思います。ただ、この資料 1 - 1 の右側の一番上のところに、「みどりの総量の確保を目的化せず」と書いてしまうと、何か歯どめがなくなってしまうような気がするのです。

2 枚目をめくると、「練馬の財産であるみどりを守り、増やし」と書いてありますので、やはりこちらが基本になって、その上で多様なみどりの機能を十分に発揮させるということであるので、ここは何かこう歯どめをつけるような表現が必要ではないかと感じます。

みどり推進課長 ありがとうございます。これは前回お示したところですが、目的化というところが、表現が非常に難しいところでした。今までがその 30 のためにやるのだというところで、先ほども委員の発言がありましたが、すごく受けはいいのですが、それが目的になってしまったばかりに、現実とどんどん乖離をしていっています。こちらのように、練馬の特性であるみどりを増やしていくというところは、考え方は同じなのですが、そのような意味では目的ではなく質の部分、先ほどのとおり、量も含めて質の部分というものをどのように盛り込んでいくかというところが非常に悩ましいところでもあり、一番の肝になってくるかと思っています。

## A 委員

新しい委員の方がたくさんいらっしゃいます。私は比較的長く、三、四年委員をしているので、当初の二、三年前は、先ほどの 30% から質をどうはかるのかということを中心にこの場で議論していて、その経過を経てこれを見ると違和感があまりないのですが、たまたま、今回の資料に全くそれが触れていなくて、新しい委員の方がそれを目にしていなくて、一体質というのはどうするのだという話になっているのではないかと思います。次回でいいと思うのですが、今までの経過を踏まえた簡単な資料を委員会の皆さんに紹介していただけたほうがよろしいかと思いました。

みどり推進課長 本来ですと、本日そのような現状と課題、これまでの私どもで説明した部分を、本当はお示しをしたかったのですが、時間の関係で、この資料1-1に集約をしたところですが、また機会があれば、その部分的にでもまたお示しできればと考えています。ありがとうございます。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

副会長 2点ほどコメントしますが、細分化が問題になっているという中で、データとして主に出ているのは屋敷林ですとか、畑地の減少傾向と、宅地のみどりはどちらかという生け垣、屋上、壁面という、施設的な緑化の状況ですので、もう少し民有地のみどりの実態というのが、ゾーンごとに見られると良いかと思います。特に300平米未満のみどりのほうが、おそらくかなり地域特性を反映しているのではないかなと思いますので、もう少しそちらの都市側のデータをセットで見れば、地域特性というものをもう少し露出できてるのかなと思います。地形や西、東の違いというのがかなり大きいというのはわかっていますので、そちらはもう少し工夫ができるかと思います。

あと、みどりの基本計画の資料1-1の将来像についてです。こちらも質の観点から目標設定をして、活動指標と成果指標を出していくということなのですが、このような地域に応じた違いがある中で、すべて一緒に、質の目標設定をしていくということ、将来像をつくっていくということは、なかなか難しい部分もあるかと思いますが、地域ごとの将来像づくりというものが、どのような形でできるのかということも含めて検討をしていただくと良いかと思います。そうすると、やはり地域ごとに田園、住居地域というものをどう使うかという西側の話や、あと東側の、より微細な土地所有の広がっている地域とのあり方というのは大分違ってくるかと思いますが、そのような議論の場や活動のあり方も違ってくるかと思います。そのような活動に関わっていらっしゃる方の、ゾーンごとでのまちづくりの構想というようなことをやっていけるような場ができると良いと思います。

みどり推進課長 ありがとうございます。300 平米未満というのは、かなり詳細になっていきますので、データとしては非常に大変な作業になるのかなと思います。ただ、副会長おっしゃられたように、それもみどりの1つ、地域での1つの構成になっていると考えますと、そのようなものも特性として生かしていける部分が出てくるのかなと思います。このまとめ方というのは非常に難しいのですが、ご提案ということで引き取らせていただければと思います。

いずれにしても地域別は、西、東それぞれ違う傾向の中で、どのようにそれを盛り込んでいくかというところは1つあるかと思います。ありがとうございます。

会 長 ほかはいかがでしょうか。

G 委員 今、資料1 - 2の農地の状況のところ、このシミュレーションを見ますと、まさに数十年先というか、この農地がゼロになってくるのではないかと、そのような危惧もしています。まさに都市化に入ってきているのかと思います。そのような中で、当然ながら練馬の良さである自然とみどりの調和ということで、この練馬区の将来にわたってのみどりという意味では、次世代を担う子どもにも体験できるみどりの充実というものも施策の方向性としてうたっています。一方、今この資料1 - 1の施策の課題にもある、民有地のみどりの維持管理ということが大変負担が多いということも事実かと思います。

当然ながら、当初の多少の補助事業というものもあると思いますが、いずれにしても、剪定や落ち葉の駆除など、こういうものは、民有地の中のみどりというところでも実は大変なのです。そのような中で、このみどりを維持していくということなので、まずはこのあたりの将来の子どもたちを担うという意味で、子どもたちの環境学習の場をもう少し充実していただければと、そんな要望をしたいと思います。

みどり推進課長 ありがとうございます。この施策例の中にも樹林地の部分に書いています。子どもたちを対象とした体験型事業の充実というところでは、様々な触れ合い、あるいはみどりに接する中で、そのようなみどりの大切さという

のは、子どものときから経験するのが本当に大事なこと  
と思います。

一方で落ち葉の負担というところでは、子どもたちも  
含めて、地域のみどりを守っていくという意識づくり、  
また、地域の人たちが自分の庭だという意識を持つこと。  
区民会議でもそのような意見をいただいています。み  
んなで地域の木を守っていこうという活動に発展してい  
ければということで、そのような仕組みづくりをどうし  
ていくかを今後検討していくところです。本当に子ども  
たちのそのような体験を通して、広めていければと考  
えています。ありがとうございます。

G 委員

ありがとうございます。いずれにしても、様々な苦情  
も当然ありますが、この落ち葉に関して、全てに関し  
て共有できるような社会づくりというものが大事かと思  
いますので、よろしく願います。

会 長

ほかはよろしいでしょうか。

では1点だけ最後に。簡潔で結構です。先般5月に都  
市緑地法等の一部が改正されたかと思いますが、その中  
では都市農地の保全活用についても一部触れていたと思  
います。練馬区はかなり先駆的に取り組みをしています  
ので、ある意味、練馬をイメージしながらの部分もあつ  
たかと思いますが、そのあたりのことも含めて、事務局  
で今回の法改正に関連して、今回の施策を検討するう  
えで何かあるでしょうか。

都市計画課長

今、会長がおっしゃったように、法改正に伴い、幾つ  
か行政としても対応しなければならない部分が出てきて  
います。特に練馬区の事例をもとにしたものですので、  
早急に対応したいと考えています。

生産緑地法が改正になりまして、特に今回、下限面積  
が500平米から、条例で定めるところにより300平米に  
なるということで、まずそれについては早目に対応して  
いきたいと考えています。今、条例のパブリックコメン  
トを実施して、早ければ次の議会にもお示しを  
して、早目に下限面積を300平米にしたいと考えていま  
す。

また、特定生産緑地の制度が創設されたり、例えばですが、農地レストランなど、農業者の経営に資する農家レストラン等の施設も建築できるようになりましたが、それらは区の許可が必要になります。今までは建てられなかったものを建てるという形になりますので、そのあたりの整備基準等についても鋭意早目に設定していき、農業者の皆様の支援になるような形で制度を運用していきたいと考えているところです。

会 長                    ありがとうございます。予定している時間が迫ってきています。最後にどうぞ。

E 委員                    私は、要するに落ち葉の問題については、これからつながりある社会をつくらなくてはいけないだろうし、特に子どもたちに学校などで、落ち葉というものは、みんなできれいに整理するものだという教育から入ったほうが、なかなか大人を教育するのは難しいから、そのような面では学校教育の中で一環として、みどりを大切に、みどりは落ち葉があるのだからみんなできれいにしましょうという意識を啓蒙していったらいかかと思えます。

みどり推進課長        ありがとうございます。これは教育委員会とも、またそのような話もしなくてはいけないかなと思っています。ただこれは強制というわけにもいきませんので、それぞれ学校のカリキュラムの中に何とか自然に入るようになれば、あるいは落ち葉と子どものうちから親しんでもらえる1つのきっかけになるかなと思っています。ありがとうございます。

会 長                    ありがとうございます。大変多様なご意見をいただいたかと思えます。予定では、次回は公的なみどりを中心にご議論いただくことになろうかと思えますが、今般の民のみどりについても、場合によっては次回以降もご意見をいただけたらと思えます。

事務局には、今日、様々なご意見をいただきましたので、それも踏まえてさらに検討していただきたいと思います。

それでは時間の予定もありますので、審議案件はとりあえずここで1回終わりにします。

それでは、続きまして報告事項について、事務局よりお願いします。

みどり推進課長 報告案件が2つありますが、時間が差し迫っています。こちらの保護樹木の新規指定および指定解除については、次回でいかがかとお諮りしたいのですが、いかがでしょうか。

会 長 今、報告事項ということで次回に改めてご説明したいということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。それでは次、お願いします。

みどり推進課長 (資料4の説明)

会 長 ありがとうございます。資料4にあります「練馬区みどりの区民会議」についてご説明いただきました。この件に関して、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

特によろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、報告事項で保護樹木の新規指定、それから指定解除については、次回に改めてご説明いただくということにいたします。

それでは次、その他ですが、委員の皆様から何かありますか。

特になければ事務局よりお願いします。

みどり推進課長 ありがとうございます。

それでは次回の緑化委員会です。10月30日月曜日、午前10時、会場は本日と同じ第1委員会室を予定しています。お忙しい中ではありますが、調整いただきまして、ご出席いただけますようよろしくお願いいたします。

会 長 次回は10月30日ということで、改めてご案内はあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の緑化委員会は、以上をもちまして終了とします。どうも大変長い間ありがとうございました。

了